号

業 る 法 務 電 律 用 波 基地 法 (令 昭昭 和 局 和二 兀 \mathcal{O} 年 無 + 法 線 律 五. 設 備 年 第六十三号) 法 \mathcal{O} 律 設 置 第 場 百三十一号)第二十七条の 所 \mathcal{O} に 施 係 る区 行 0) 域を次 日 (令 0 和 ように 十二第二 年 . 定 め、 月 項 電 波 0 法 規 日) 及 定に $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ カン . 基 づ 5 放 送 施 き、 行す 法 \mathcal{O} る。 既 部 設 電 を 改 気 通 正 信 す

令 和 年 月 日

総務 大臣 金 子 恭之

欽 の表左欄 に関 Ţ 欄に掲げ \mathcal{O} 坦 痰 数 14 庚 \mathbb{H} 4 \mathcal{O} 既熨 쏊 鬞 渔 辮 豥 \mathbb{H} 葚 拖局 9 浦 線 、設備 の設置 郝 所に 廃 \mathcal{O} |X|换

J.

それぞれ同表右

 $\mathcal{V}_{\mathcal{S}}$

Œ

9

4

 $_{\circ}^{\circ}$

1,855MHzを超え1,860MHz以下 全	1,845MHzを超え1,855MHz以下 全	1,805MHzを超え1,845MHz以下 全	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 全	945MHzを超え960MHz以下 全	860MHzを超え890MHz以下 全	773MHzを超え803MHz以下 全	周波数の範囲
围	围	围	玉	围	玉	围	区 域

1,860MHzを超え1,880MHz以下	平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2
	GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に
	関する指針を定める件)第2項第2号(二)に
	掲げる区域
1,860MHzを超え1,880MHz以下	全国の区域から平成17年総務省告示第883号(
	1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定
	基地局の開設に関する指針を定める件)第2項
	第2号(二)に掲げる区域を除いた区域
2,110MHzを超え2,170MHz以下	全国
2,330MHzを超え2,370MHz以下	全国
2,545MHzを超え2,575MHz以下	全国
2,595MHzを超え2,625MHz以下	全国
2,625MHzを超え2,650MHz以下	全国
3,400MHzを超え3,480MHz以下	全国
3,480MHzを超え3,600MHz以下	全国
3,600MHzを超え4,100MHz以下	全国

27. 0GHzを超え28. 2GHz以下全国29. 1GHzを超え29. 5GHz以下全国	4,500MHzを超え4,600MHz以下	全国
超え29.5GHz以下 全	27.0GHzを超え28.2GHz以下	
	超え29.5GHz以	

号

性 (令 そ 電 和 \mathcal{O} 波 兀 法 他 年 \mathcal{O} 昭昭 法 事 和二 項 律第六十三号) を + 勘 案 五 l 年 た 周 法 律 波 \mathcal{O} 第百三十一号)第二十六条の二第一項第一 施 数 行 0) 範 囲 \mathcal{O} 日 (令 和 を次のように定め、 年 月 電波法及 日) び カュ 5 放 号 施行 送 \mathcal{O} 法 規 す 定 の 一 る。 に 部を改 基づき、 正 す 電 る 波 法 \mathcal{O} 律 特

令 和 年 月 日

総 務 +Ħ 争 41 恭 \forall

欽 のまた欄 ご描に \mathcal{M} 無能 I の種類に 区 \mathcal{N} 囲海数の額囲け N ż γ̈́ Ź. 計 **七櫑ご想ぶ** \mathcal{M} Ġ. 9 7 4 N

次の女任憓に掲りる熊塚厄の亀銭に宋の周汝数の恵担は、たれたれ同女右側に掲りるものとする。	車D / / ·	4、 64764750 枚右側で右このもころりる。
無線局の種類		周波数の範囲
	(1)	773MHzを超え803MHz以下
第131号)第6条第8項第2号に規定する電気 通信業務用基地局をいう。以下同じ。)	(2) *	860MHzを超え890MHz以下
	(3)	945MHzを超え960MHz以下
	(4)	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下
	5	1,805MHzを超え1,845MHz以下
	(6)	1,845MHzを超え1,860MHz以下
		1,860MHzを超え1,880MHz以下(注1)
	(7)	1,860MHzを超え1,880MHz以下(注2)

該無線局の種別に応じて周波数割当計画(令2年総務省告示第411号)に記載されているり当てることが可能である周波数の範囲	気通信業務用基地局以外の無線局 当該和 2割り
29.1GHzを超え29.5GHz以下	
27.0GHzを超え28.2GHz以下	$ \qquad \qquad \boxed{ (15) } $
4,500MHzを超え4,600MHz以下	$ \qquad \qquad \boxed{ (14) } $
3,600MHzを超え4,100MHz以下	$ \qquad \qquad \boxed{ (13) } $
3,480MHzを超え3,600MHz以下	(12)
3,400MHzを超え3,480MHz以下	(11)
2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,650MHz以下	(10)
2,330MHzを超え2,370MHz以下	(9)
2,110MHzを超え2,170MHz以下	(8)

注 \vdash する指針を定める件)第2項第2号口に掲げる区域に係るものに限る。 平成17年総務省告示第883号 (1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関

 \aleph 平成17年総務省告示第883号第2項第2号口に掲げる区域に係るものを除く。

号

務省告示 電波法 及 び 号 放送 (電 法 波 の 一 \mathcal{O} 部 を改 効利 正する法 0 程 度 律 \mathcal{O} 評 (令 価に 和 兀 する基 年 法律 本方針を定める件) 第六十三号)の 施行 に伴 は、 令 和 V) 亚 年 成 九 + 月三十 九 年総

関

匹

日 限 ŋ 廃止する。

第

有

用

年

令 和

月

日

総務大臣 金 子 恭之

号

総 務 省 設 置 法 平 成 + 年 法 律 第 九 + 号) 第 兀 条 第 項 第 六 + 兀 号 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 昭 和 十八

等 年 を 郵 定め 政 省 告 件 示 第 \mathcal{O} 七 百 部 六 十三 を 次 号 \mathcal{O} よう 委 に 託 改 に ょ 正 し、 る 無 電 線 波 局 法 \mathcal{O} 及 周 び 波 放 数 送 \mathcal{O} 法 測 定 \mathcal{O} に 部 関 を す 改 る 正 手 す 続 る 法 測 律 定 方 (令 法 和 及 兀 び 年 手 数 法 律 料

第六 十三号) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 令令 和 年 月 日 か

る

令

和

年

月

日

5 施 行

す

る。

総 務 大 臣 金 子 恭 之

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \bigcirc 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

規

改 正 後	改 正 前
一 委託による無線局の周波数の測定(以下「委託測定」という。)とは、免許人又は電波法(委託による無線局の周波数の測定(以下「委託測定」という。)とは、免許人又は電波法(
昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の二十六の登録人(以下「免許人等」という。)	昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の二十三の登録人(以下「免許人等」という。)
の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規	の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。但し、電波の規正
正の通告に対し措置する場合を除く。	の通告に対し措置する場合を除く。

号

き、 電 平 波 法 成 施 + 行 年 規 則 郵 政 昭 省 告 和 <u>二</u> 十 示 第三 五. 百 年 号 電 波 無 監 理 線 設 委 員 備 会 か 規 5 則 発 第 射 + さ 匹 れ 号) る 電 第 波 三 十 \mathcal{O} 強 度 __ 条 \mathcal{O} 算 \mathcal{O} 兀 出 第 方 法 及 項 び \mathcal{O} 測 規 定 定 に 方 基 法 を づ

十三号) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (令 和 年

令 和

年

月

日

定 8

る

件

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ように

改

正

電

波

法

及

び

放

送

法

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

法

律

令

和

匹

年

法

律

第

六

月

日) か 5 施 行 す

る。

総 務 大臣 金 子 恭 之

る 規 次 定 0 \mathcal{O} 表 下 に 線 ょ を付 り、 L 改 た 正 部 前 分 欄 \mathcal{O} に ように改 撂 げ る規定 \Diamond る。 0 下 線 を付 し た 部 分をこ れ 12 順 次 対 応す る 改 正 後 欄 に 撂 げ

備考 表中の「]の記載は注記である。	(3) [86]		[注 略]	[(7) R)	b 権行規則別表第2号の3の3の第2に関しては、それらの最大値	値の平方根	a	(2) 画学展成 (2) (2) (4) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(/) 書田 辞田 祝 77 () 1 中 古 日 祝 77 () 1 中 京 田 元 日 1 () 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	[(7) 場合]	イ 電波の強度が時間的に変化する場合は、次により求めた電波の強度の値を測定値とする		(1) [略] (1)	[略] 13	9~12 配		イ 施行規則別表第2号の3の3の第2に関しては、それらの平均値	ア 施行規則別表第2号の3の3の第1に関しては、それらの自乗平均値の平方根 7	(2) 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。(2)		0	7 略] [7	[注1~3 略] [2i	[式略]	z以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。 zy	らかな場合の電波の強度は、次式により電力東密度の値を求めることとする。ただし、30MH られ		5の項の方法による算出結果が、施行規則 <u>別表第2号の3の3</u> に規定する電波の強度の値(6 :	1~5 略] [1~	改 正 後	
		3	[注 同左]	[(7) 同左]	b 描行規則別表第2号の3の2の第2に関しては、それらの最大値	値の平方根	a 施行規則 <u>別表第2号の3の2の第1</u> に関しては、それらの6分間における目乗平均	A) [BAR]		[(7) 同左]	1 【同左】		[同左]	[同左]		[(2) = 4-]		ア 施行規則別表第2号の3の2の第1に関しては、それらの自乗平均値の平方根		1) 0.4.		同左]	[社 1 ~ 3 同左]		z以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。	らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MH	以下「基準値」という。)を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数D(θ)が明	5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の3の2に規定する電波の強度の値(1~5 同左]	改正前	

号

と が 申 電 で 請 平 波 成二 き 法 又 施 な は + 行 1 届 規 書 出 類 を 年 則 等 電 総 昭 を 子 務 省 定 申 和 告 め 請 + 等 る 示 第三 件 12 五 年 ょ 電 \mathcal{O} り 百 <u>二</u> 十 行 波 監 う 部 を 場 五. 理 号 次 合 委 員 \mathcal{O} に 電 ょ 会 お う 規 波 1 に て、 法 則 改 施 第 正 電 行 + 匹 し、 磁 規 号) 的 則 電 第 記 第 波 録 五. 十 二 法 を 五. 及 送 十二条 び 信 条 す 放 \mathcal{O} の 三 送 三 ること 第 法 \mathcal{O} __ 第 に 項 __ 部 ょ \mathcal{O} 項 り 規 \mathcal{O} を 定 改 提 規 に 定 正 出 す す 基 に 基 る る づ ک き づ 法

令和年月日

律

令

和

兀

年

法

律

第

六

十三号)

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

令

和

年

月

日)

カン

5

施

行

す

る。

総務大臣 金子 恭之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定 0 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 対応する 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

よう

(Z

改

め

る。

改正後	改 正 前
施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続に	[恒十]
ついて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	
[1・2 略]	[1・2 同上]
3 法第二十七条の二十八の規定による登録状の訂正の申請 登録状	3 法第二十七条の二十五の規定による登録状の訂正の申請 登録状
[4~10 略]	[4~10 同上]
「備考 表中の「 」の記載は注記である。	

号

告 示 電 第 波 法 百 七 (昭和二十五年 十三号 (二〇七 法 • 律 五. 第 百三十一号)第二十七条の十二第八項に基づき、 MH z 以上 三 三 MH z 以下の 周 波 数を使 用 する特 定基 地 平成二十二年総務省 局 \mathcal{O} 開 設に 関 ける指

針) \mathcal{O} 部 を 次の ように変更 し、 電 波法及び放送法 0 部 を改 正 する法律 **令** 和 兀 年 法律 第六十三号

 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 令 和 年

令

和

年

月

日

月

日 か 5 施 行

する。

総務 大臣 金 子 恭之

次 0 表 によ り、 変 更前 欄 に 掲 げ る規定の 傍 線 を付し た部分をこれに 順次対応す る変更後 欄 に 撂 げ

る 規

定

0

傍

線

を付

L

た部

分

 \mathcal{O}

ように改める。

備考 表中の「 」の記載は主記である。	[4略]	[(い審査を行う。	に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱	0	申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に	は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準	たしている申請の数が一の場	計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事	定する事項について開設計画に記載しなけ	規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第二十五条の四に定めるところに	□ 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十四第二項及び無線局免許手	[(一) 略]	V.	2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならな	[1 略]	五 [略]	変 更 後
	[4 同上]	[() ~ () 同上]	い審査を行う。	申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に	定により公示された期間	により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に	は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三	め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場	3 開設計画の認定は、前各項、前号及	か、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しな	続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第二十五条の四に	□ 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手	[一	l.°	2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならな	[1 同上]		変 更 前

号

具 五 定 号 体 に 登 第三 的 基 録 づ 検 な き、 査 確 \mathcal{O} 等 認 (2)平 事 \mathcal{O} 方 成二 業 \bigcirc 者 法 規 十三 定 等 を 定 に 規 8) 基 年 則 づ る 総 < 平 件 務 登 省 成 \mathcal{O} 録 告 九 年 __ 検 示 部 査 第 郵 等 を 政 省 次 事 百 業 令 七 \mathcal{O} 者 第 ょ + う 八 七 が に 号 + 行 六 改 う 号) 正 検 登 査 録 第 検 \bigcirc + 電 実 査 波 施 等 七 事 条 法 方 法 及 業 及 等 者 び U 放 及 等 別 送 規 表 び 法 無 第 則 線 第 五. \mathcal{O} 号 設 + 第 部 備 七 三 を 条 \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 総 及 \equiv 正 合 \mathcal{U} す 别 (2)試 る \mathcal{O} 験 表 法 第 規 \bigcirc

令和 年 月 日

律

令

和

兀

年

法

律

第

六

十三

号)

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

(令

和

年

月

日)

か

5

施

行

す

る。

総務大臣 金子 恭之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規

定

 \mathcal{O}

下

線

を

付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \Diamond

る

15

□ (□ → 0 ○ □ 両左 □ ← 0 ○ □ 両左 □ (□ → 0 ○ □ 両左 □ 電気的特性 □ 電気的特性 □ 電気の特性 □ 電気の特性 □ 電気の特性 □ 電気の特性 □ 電波の強度の □ 両左 □ 電波の強度の □ 回左 □ でより求めた電波の強度の値を、施 行規則別表第2号の3の3に定める □ 電気的特性 □ 両左 □ 両左 □ 両左 □ 両左 □ 回左 □ 両左 □ 回左 □ □ □ □ 回左 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	第1 無線局(船舶局、船 う。以下同じ。)を行う 規則第三条第十号に規定 セカル5G(設備規則第 ーカル5G(設備規則第 1・2 略] [1・2 略] 3 無線設備等	お 日 窓 日 窓 日 窓 日 窓 日 窓 日 窓 日 窓 日 窓 日 窓 日	後 (設備規則第三条第一号に規定するものをい 司、広帯域移動無線アクセスシステム (設備 ご。)の基地局及び陸上移動中継局並びにロ ものをいう。以下同じ。)の基地局を除く。	第1 [[1·2 3 3 3 3	[同左] ・2 同左] 無線設備等	改正
検査の成績 検査の項目				1117	南	
[1 ~10 同左] 11 安全施設 12 12 12 13 15 15 15 15 15 15 15		具体的な検査の実施方法等	検査の成績		検査の項目	具体的な検査の実施方法等
11 安全施設	略]	[略]			[1~10 同左]	[同左]
略] (1) 電波の強度に 対する安全施設 対する安全施設 [2]~(4) 同左] [2]~(4) 同左] [注1~注3 同左] [三 同左] [三 同左] 3 無線設備等 [一・一の二 同左] 二 電気的特性 検査の項目 [1~6 同左] 7 安全施設 (1) 電波の強度に 対する安全施設 (1) 電波の強度に 対する安全施設 [2]~(4) 同左] [2]~(4) 同左]	安全施設			11		
株式の安全施設 「(2)~(4) 同左] [注1~注3 同左] [三 電気的特性 検査の項目 [1~6 同左] [1~1~13 同左] [1~1~13 同左] [1~1~13 同左] [1~1~13 同左] [1~1~13 同左]		平成11年郵政省告示第300号(無	[略]		電波の強	平成11年郵政省告示第300号
「②~4)略] 「四次の強度の値を、施 行規則別表第2号の3の3に定める 電波の強度の値と比較する。 「略] 「四~4)同左] 「2)~4)同左] 「4)~4)回在] 「4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4	対する安全施設	線設備から発射される電波の強度の 筒円方洪及12測定方法を定めろ件)			対する安全施設	線設備から発射される電波の強度の 筒出方法及び測定方法を定める件)
「(2)~(4) 略] 「規則別表第2号の3の3に定める 電波の強度の値と比較する。		により求めた電波の強度の値を、施				により求めた電波の強度の値を、施
[22~(4) 略] [略] [略] [略] [22~(4) 同左] [21~213 略] [22~(4) 同左] [21~213 略] [22~(4) 同左] [21~213 雨左] [21~213 雨左] [21~213 雨左] [21~213 雨左] [21~213 雨左] [21~213 雨左] [21~213 略] [21~213 略] [21~213 略] [21~213 略] [21~213 略] [21~213 略] [21~213 雨左] [21~213 百左]		行規則別表第2号の3の3に定める雷波の強度の値と比較する。				行規則別表第2号の3の2に定める 雷波の強度の値と比較する。
[注1~注3 略] [注1~注3 同左] 三 略] [注1~注3 同左] 技帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地 (1) 電域の項目 [三 同左] ・2 略] ・2 略] 第3 [同左] ・2 略] (1) 電域の項目 具体的な検査の実施方法等 検査の項目 [1・2 同左] (1) 電波の預度に 対する安全施設 対する安全施設 対する安全施設 の強度の値と比較する。 [略] (1) 電波の強度に 対する安全施設 の強度の値と比較する。 [略] (1) 電波の強度に 対する安全施設 の強度の値と比較する。 (1) 電波の強度に 対する安全施設 (1) 同左]		[昭各]	[明各]		回	[同左]
##無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地 第3 [同左] 及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領	注1~注3 			- - 	注1~注3 周左]	
[1・2 同左] 3 無線設備等 [一・一の二 同左] 二 電気的特性 性 検査の成績	第3 携帯無線通信を行う局及び陸上移動中継局並	基地局及び陸上移動中継局、広帯域移びにローカル5Gの基地局の検査実施員	動無線アクセスシステムの基地 要領	æ 3		
略] 具体的な検査の実施方法等 検査の成績 (一・一の二 同左] 財別 [略] (所] (所] (国報の特性 大の強度に 中間 (中・一の二 同左] (主 電気的特性 大の強度に 中間 (1) 電波の強度に 対する安全施設 別別表第2号の3の3に定める電波 の強度の値と比較する。 (所) (所) (原) (三 四左) (三 四左) 略] (四) (三 四左) (三 四左) (1) 電波の強度に 対する安全施設 の強度の値と比較する。 (所) (国) (正) (2) (4) 同左] (注1~注3 同左]	[1・2 略]			[1.		
略] [一・一の二 同左] 性 (本) 質目 具体的な検査の実施方法等 (所) (所) (本) (無線設備等				핀반	
電気的特性 具体的な検査の実施方法等 検査の成績 二 電気的特性 検査の項目 具体的な検査の実施方法等 検査の成績 (略] 「1~6 略] 「略] 「略] 「1~6 略] 「略] 「1~6 同左] 「1~6 同左] 「2~4施設 「2~4施設 「2) 「2~4施設 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2) 「2)				7		
検査の項目 具体的な検査の実施方法等 検査の成績 検査の項目 (1~6 两月 「1~6 同左] [1~6 同左] [1~6 同左] (1 電法の規度に マ成11年郵政省告示第300号によ [略] 7 安全施設 7 安全施設 (1) 電波の強度に 対する安全施設 (1) 電波の強度に 対する安全施設 (1) 電波の強度に (1) 電波の強度に 対する安全施設 (1) 電波の強度に (1) 電波のの強度に (1) 電波の強度に (1) 電波のの強度に (1) 電波の強度に (1) 電波の強度に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電波の強度に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電域に (1) 電域	二 電気的特性][[電気的特性	
1~6 略] [略] [1~6 同左] 安全施設 安全施設 7 安全施設 (1) 電波の強度に 平成11年郵政省告示第300号によ [略] (1) 電波の強度に 対する安全施設 り求めた電波の強度の値を、施行規 財別表第2号の3の3に定める電波 対する安全施設 の強度の値と比較する。 「昭] 「四点度の値と比較する。 [[2]~(4) 略] 「略] 「(2)~(4) 同左] [[2]~(4) 略] 「(2)~(4) 同左] [[2]~(4) 雨左] 「(2)~(4) 同左] [[2]~(4) 雨左] 「(2)~(4) 同左] [[2]~(4) 百左] 「(2)~(4) 同左]	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績		検査の項目	具体的な検査の実施方法等
安全施設 (1) 電波の強度に 平成11年郵政省告示第300号によ [略] 7 安全施設 (1) 電波の強度に 平成11年郵政省告示第300号によ [略] (1) 電波の強度に 対する安全施設 り求めた電波の強度の値を、施行規 則別表第2号の3の3に定める電波 の強度の値と比較する。 [略] [2]~(4) 略] [略] [12]~(4) 略] [12]~(4) 略] [12]~(4) 略] [12]~(4) 略] [12]~(4) 略] [12]~(4) 略] [12]~(4) 昭五] [12]~(5]~(6]~(6]~(6]~(6]~(6]~(6]~(6]~(6]~(6]~(6		[略]	[略]			[同左]
(1) 電波の強度に 平成11年郵政省告示第300号によ [略] (1) 電波の強度に 対する安全施設 り求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。 [略] [四/20/40] [20/24] 略] [略] [[20/24] 同左] [注1~注3 略] [[20/24] 同左] [[20/24] 同左] [注1~注3 同左] [[21/2] [21/2]	7 安全施設			7	安全施設	
対する安全施設 り求めた電波の強度の値を、施行規 対する安全施設 則別表第2号の3の3に定める電波 則別表第2号の3の3に定める電波 の強度の値と比較する。 [略] [(2)~(4) 略] [略] [22] [22] (注1~注3 略] [注1~注3 同左] (注1~注3 同左] [注1~注3 同左]	(1) 電波の強度に	平成11年郵政省告示第300号によ	[略]		電波の強	平成11年郵政省告示第300号によ
[(2)~(4) 略] [略] [略] [注1~注3 同左] [注1~注3 略] [注1~注3 同左]	対する安全施設	り求めた電波の強度の値を、施行規 則別表第2号の3の3に定める電波 の強度の値と比較する。			すする安全	り求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。
[注1~注3 略] [注1~注3	(4)	[略]	[略]		4) 同	[同左]
	注1~注3			ī	注1~注3	
1	がえ えこの この言事	の言事が注言しなる				

号

務 省 電 告示 波 法 第三 留昭 + 和 兀 + 号 五. 第 年 匹 法 律 世 代 第 百 移 三十一 動 通 信 号) シ ス 第二 Δ + \mathcal{O} 七 普 条 及 \mathcal{O} \mathcal{O} 十 二 た \Diamond 第 \mathcal{O} 特 八 定 項 基 \mathcal{O} 地 規 定 局 に \mathcal{O} 基 開 づ 設 き、 に 関 平 す る 成 \equiv 指 + 針 を 年 定 総

 \Diamond る件) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う (Z 変 更 L 電 波 法 及 テ び 放 送 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 兀 年 法 律 第 六 +

三号)の 施 行 \mathcal{O} 日 令 和 年

月

日) か 5

施 行 す る。

年 月 日

令

和

総 務 大臣 金 子 恭 之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 変 更 前 欄 12 掲 げ る 規 定 \bigcirc 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に順次 対 応 す Ś 変更後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

なければならない。 第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出し号。以下「法」という。)第二十七条の十四第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表 1 法第二十七条の十四第二項、 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一 第四章 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項 免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項 更 後 □・二 同上] なければならない。 1 第四章 同上 変 更 前

のを開設計画に記載すること。 なお、 . 申請することができる周波数の帯域幅は、一・七 H z 帯

2 法第二十七条の十四第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるも

にあっては、次号○の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。

全国バンドに係る申請にあっては二○ H、三・四 H 帯全国バンドに係る申請にあっては四 Z Z Z

O MH z と す る。

[一~三 略]

兀 者に該当することとなる者にあっては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする(次項におをする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設 る周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号||に基づき記載した周波数の希望項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望す開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事】 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項第一号から第三号まで、本 する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定 兀

開設計画の認定に係る法第二十七条の十四第四項の規定による周波数の指定は、一・七 GНz 帯

五

略

波数の範囲の希望を優先する。おいて、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周おいて、当該申請の当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合に該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合に 掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合にあ全国バンドにあっては第三項第二号口及び三・四 H 帯全国バンドにあっては第三項第二号曰に から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。)への適合の度合いを審査し、当っては、別表第三の一の事項(当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合は、1

七 期間をいう。以下同じ。)内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、「前三項の審査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十四第三項の規定により公示された 前後なく受け付けたものとして扱うものとする。 1 2 (法第二十七条の十四第三項の規定により公示された

> 第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出し号。以下「法」という。)第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法(昭和二十五年法律第百三十一

2 にあっては、次号○の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。 法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項

法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、 次に掲げるも

のを開設計画に記載すること。 なお、 申請することができる周波数の帯域幅は、 -七 GHz 帯

全国バンドに係る申請にあっては二〇 MH z = · · GH z 帯全国バンドに係る申請にあっては

とする。

る周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号──に基づき記載した周波数の希望項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望す開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事』 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第一号から第三号まで、本 者に該当することとなる者にあっては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする(次項におをする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設 する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定 いて同じ。)。 (一~三) 同上]

開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、 -七

六 GHz 帯

波数の範囲の希望を優先する。おいて、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周おいて、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周 該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合に から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。)への適合の度合いを審査し、当 っては、別表第三の一の事項(当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合は、1 [1·2 同上]

七 八~十六 期間をいう。以下同じ。)内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、) 前三項の審査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十三第三項の規定により公示された 前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

別表第一 開設計画に記載すべき事項 特定基地局の整備計画に関する事項

1 一・七 Η 帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては次の⊖並びに三・四 。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合に限る。)の末日の十五第一項の規定による変更の認定の日の属する年度から令和十年度までの各年度に限る定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局の開設数に関する年度(法第二十七条はない。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画(ただし、第一章第二項第二号に規定する特限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合はこの限りで認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に ごと、都道府県ごと及び屋内等に設置する無線局かの別ごとの計画を含む。) ンド特定基地局の開設計画にあっては次の口及び回に掲げる無線局の開設数に関する年度(GHz 帯全国

2~5略 [一~三 略]

九 電波の能率的な利用の確保に関する事項 1 · 2 略

3 既存事業者にあっては、別表第三の一9に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと 及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局(屋内等に設して、)の15年にはたちの、の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が別表第三の一9口に規定する基地局の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が別表第三の一9口に規定する基地局の置するものを除く。)の無に関するものを除く。)の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一9口に規定する基地局のとびメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局(屋内等に設及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局(屋内等に設して するものを除く。)については、指定済周波数を使用する基地局(設備規則第四十九条の六その変更後のもの。)に従って開設する指定済周波数を使用する5G基地局(屋内等に設置 調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意すること。)及びその根拠を含む。なお、認対策のための統一基準群(平成三十年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の (屋内等に設置するものを除く。)の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速が別表第三の一9口に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局周波数帯ごと、当該基地局(屋内等に設置するものを除く。)の無線設備の信号の伝送速度 数に関する計画を含む。)(ただし、指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとす及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設 定開設者が開設計画(法第二十七条の十五第一項の規定による変更の認定があったときは、 度が当該基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと る場合は、5G基地局(屋内等に設置するものを除く。)の人口カバー率に関する無線局の 使用する基地局(屋内等に設置するものを除く。)に限る。)とみなす。) の九第一項及び第二項又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を

別表第一 同上 開設計画に記載すべき事項

1

。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合に限る。)の末日の十四第一項の規定による変更の認定の日の属する年度から令和十年度までの各年度に限る ごと、都道府県ごと及び屋内等に設置する無線局かの別ごとの計画を含む。) 定基地局を開設しようとする場合は、当該特定基地局の開設数に関する年度(法第二十七条 はない。)の末日ごと及び都道府県ごとの計画(ただし、第一章第二項第二号に規定する特限る。以下この表において同じ。ただし、5G基地局に関する計画に係る場合はこの限りで 認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に ンド特定基地局の開設計画にあっては次の口及び回に掲げる無線局の開設数に関する年度(G - - 七 H 帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては次の闩並びに三・四 Hz ェ 帯全国

[2~5 同上] [一~三 同上]

同上

3

1・2 同上

に関する計画(情報通信ネットワーク安全・信頼性基準、「政府機関等の情報セキュリティを含む。)並びに5G基地局の無線設備及び当該基地局の運用に必要な電気通信設備の調達速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速度が当該基地局の無線設備の信号の伝送 (屋内等に設置するものを除く。)の無線設備と接続する電気通信回路設備の信号の伝送速が別表第三の一9口に規定する基地局の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局周波数帯ごと、当該基地局(屋内等に設置するものを除く。)の無線設備の信号の伝送速度 の九第一項及び第二項又は同規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を するものを除く。)については、指定済周波数を使用する基地局(設備規則第四十九条の六 その変更後のもの。)に従って開設する指定済周波数を使用する5G基地局(屋内等に設置 信号の伝送速度と同等以上であり、かつ当該基地局(屋内等に設置するものを除く。)の無置するものを除く。)の無線設備の信号の伝送速度が別表第三の一9口に規定する基地局の及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の周波数帯ごと、当該基地局(屋内等に設 る場合は、5G基地局 (屋内等に設置するものを除く。) の人口カバー率に関する無線局の 及びメッシュごとの計画(当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設 使用する基地局(屋内等に設置するものを除く。 定開設者が開設計画(法第二十七条の十四第一項の規定による変更の認定があったときは、 調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意すること。)及びその根拠を含む。なお、認 対策のための統一基準群(平成三十年度版)」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の 度が当該基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるかの別ごと、年度の末日ごと 数に関する計画を含む。)(ただし、指定済周波数を使用して5G基地局を開設しようとす 既存事業者にあっては、別表第三の一9に規定する人口カバー率に関する年度の末日ごと)に限る。)とみなす。)

「 + · + · 8 同上」

表中の

の記載は注記である

 \bigcirc 総 務省 <u>告</u> 示 第

号

号) 電 第 波 六 \mathcal{O} 条 利 用 \mathcal{O} 状 規 定 況 に \mathcal{O} 基 調 づ 査 き、 及 び 令 電 和 波 \mathcal{O} 有 年 総 効 務 利 省 用 告 \mathcal{O} 程 示 第 度 百二 \mathcal{O} 評 + 価 六 に 号 関 す Ź 重 省 点 令 調 査 平 \mathcal{O} 成 実 施 + に 兀 係 年 総 る 基 務 省 本 令 的 第 な 方 百 針 +

六十三号) \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 令 和 年 月 日) か 5

令

和

年

月

日

を定

 \Diamond

る

件)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

うに

改

正

L

電

波

法

及

び

放 送

法

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

法

律

令

和

兀

年

法

律

第

施 行 す る。

総 務 大 臣 金 子 恭 之

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0 傍 線 を 付 L た 部 分をこ れ に 順 次 対 応 す Ź 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \Diamond

る。

20

[] {四 略]	特に必	同法第二十六条の三第一項の規定に基づく有効利用評価に係る過去の結果その他の必要な事項を	波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況調査及び	重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用している周波数帯であって、電	改 正 後
[] ~四 同上]	な事項を考慮し特に必要と認めるものとする。	調査及び同条第二項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に係る過去の結果その他の必要	って、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況	重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用している割当可能周波数帯であ	改 正 前

号

和 電 年 波 総 法 務 昭昭 省 告 和 示 + 第 五 兀 百 年 + 法 律 号) 第 百三十一号)第二十六 \mathcal{O} 部を次 のように変更 条第一 項 電 \mathcal{O} 波 規 法 定 及 に 基づ び 放 送 き、 法 周 \mathcal{O} 波 部 数 割 を 改 当 Ē 計 す 画 る **令** 法

律 **令** 和 匹 年 法 律 第 六 十三号) 0) 施 行 \mathcal{O} 日 **令** 和 年 月

日) カン 5 施 行

す

る。

令

和

年

月

日

総 務 大 臣 金 子 恭 之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 変 更 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0) 下 線 を 付 L た 部 分をこ れ に対・ 応する変更 後 欄 に 撂 げ る 規 定

 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う (Z 改 め る。

変 更 後	変更前
第1 総則	第1 総則
[1~4 略]	[1~4 同左]
5 法第27条の14第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。	5 法第27条の13第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。
[6~8 略]	[6~8 同左]
「備考 表中の「 」の記載は注記である。	

号

電 波 法 昭昭 和 + 五 年 法 律 第 百三十一 号) 第二 + 七 条 \mathcal{O} 十 二 第 八 項 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 令 和 三 年 総 務

件) 省 告 \mathcal{O} 示 第 兀 部 を +次 号 \mathcal{O} ょ 第 うに 五 世 変 代 更 移 L 動 通 電 信 波 シ 法 ス 及 テ び Δ 放 \mathcal{O} 普 送 法 及 \mathcal{O} \mathcal{O} た 部 \Diamond を \mathcal{O} 改 特 正 定 す 基 る 地 法 局 律 \mathcal{O} 開 **令** 設 和 に 兀 関 年 す 法 る 律 指 第 針 六 を 十三号 定 \Diamond る

 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 令 和 年 月 日 か

年 月 日

令

和

5 施 行

す

る。

総務 大臣 金 子 恭之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 変 更 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ · に順· 次 対 応する 変更後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

麥 更 後	多 · 夏 · 育
[一~六 略]	[一~六 同上]
七 特定基地局開設料に関する事項	七 [同上]
[1·2 略]	[1・2 同上]
者は、電波法(以下「法」という。) 第二十七条の十四第八項の規定	3 認定開設者は、電波法(以下「法」という。)第二十七条の十三第八項の規定に基づき、
設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納	開設指針において認定
ればならない。	ればならない。
5	5
八 略]	上
	九 [同上]
[1・2 略]	[1・2 同上]
開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十四第二項、無線	3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十三第二項、無線局
続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規	(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規則」
十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に	五条の四第二
はならない。	なければならない。
針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項各号、本開設指	設指針
項まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定す	まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、
満たしている申請について行う。	件を満たしている申請について行う。
略]	[5 同上]
査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十四第三項の規定により公示され	6 前号の審査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十三第三項の規定により公示された
開設指針に係る開設計画の認定の	をいう。以下同じ。)内に提出された本開設指針に係る開設
前後なく受け付けたものとして扱うものとする。	後なく受け付けたものとして扱うものとする。
略]	

○総務省告示第

号

省 告 電 波 示 法 第 五 昭昭 + 和 号 + 五 年 法 律 GHz 第 帯 百三十一 に お け る 号) 第 五. 第二 世 代 十七 移 動 条 通 \mathcal{O} 信 + シ ス 第 テ 八 Δ 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 普 規 及 定 \mathcal{O} 12 た 基づ \Diamond \mathcal{O} き、 特 定 令 基 和 地 兀 局 年 0 開 総 務 設

に 関 す る 指 針 を 定 める件) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 変 更 Ļ 電 波 法 及 び 放 送 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 令

四年法律第六十三号)の施行の日(令和

和

月日

令

和

年

日)から施行する。

年

月

総務大臣 金子 恭之

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 変 更 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応する 変更後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

長中の「 』の己哉は主己だみる。	7~9 略]	付けたものとして扱うものとする。)内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく	7間(法第二十七条の十四第三項の規定により公示された		ている申請について行う。	歩二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定	に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項各号に規定する事項に適	#項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。	年電波監理委員会規則第十五号)第二十五条の四第二項及び別表	に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十四第二項、無線局		円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項				町において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなけ	電波法(以下「法」という。)第二十七条の十四第八項の規定に基づき、┃ c	1・2 略] [1	特定基地局開設料に関する事項	〜五 略] [1〜ト	変更後
	- 〜 の 厄斗]	受け付けたものとして扱うものとする。	内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定	前号の審査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十三第三項の規定により公示された	[5 同上]		合し、かつ、第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定	の十三第四項各	弗一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。	光許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第二十五条の四第二項及び別表	、法第二十七条の十三第二項、無線	1・2 同上]	[同上]	同上]	4・5 略]	ねばならない。	本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなけ	認定開設者は、電波法(以下「法」という。)第二十七条の十三第八項の規定に基づき、	1 • 2 同上]	[同上]	月 同4]	変 更 前

○総務省訓令第

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

総務大臣 金子 恭之

(下線の部分は改正部分)

改正前

第2章 免許を要する無線局の一般的審査

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事 項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請 が次の各号(認定経営基盤強化計画(放送法(昭和25年法律第132号)第116条の4第4項に規 定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。)を提出した国内基幹放送事業者(特定地上 基幹放送局(当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同 法第116条の2第1項の指定放送対象地域であるものに限る。)の免許人に限る。別添6におい て同じ。) が同法第116条の5第3項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、第8号を除く 。) に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは 免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行 うものに限る。以下この条において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放 送をする無線局に割り当てることのできる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第 9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許 を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の 申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間 に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優 先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定 に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務 又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一 般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用する ことを希望するものにあっては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か 月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

改正後

「(1) 略]

(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあっては、法第 27条の14第6項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与え ないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号 に規定する免許人等をいう。以下同じ。) との間で混信その他の妨害を防止するために必要 な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第3項第7号 に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。 「ア〜エ 略]

[(3)~(14) 略]

第5章 特定無線局の免許等の審査

(特定無線局の包括免許及び再免許)

第13条 法第27条の3の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事 ┃ 第13条 「同左 〕

第2章 「同左]

(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)

第3条 「同左〕

「(1) 同左]

(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの(特定基地局にあっては、法第 27条の13第4項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与え ないもの)であること。この場合において、他の無線局の免許人等(法第6条第1項第9号 に規定する免許人等をいう。以下同じ。)との間で混信その他の妨害を防止するために必要 な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第2項第5号 に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。

[ア〜エ 同左]

「(3)~(14) 同左]

第5章 「同左〕

(特定無線局の包括免許及び再免許)

設計書を受理したときは、法第27条の4の規定に基づき、その申請が次の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、免許又は再免許を与える。この場合において、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。

「(1)・(2) 略]

(3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあっては、法第27条の14第6項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。

[ア~ウ 略]

「(4)~(8) 略]

第5章の2 特定基地局の開設計画の認定等の審査

(特定基地局の開設計画の認定)

第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受理したときは、法<u>第27条の14第4</u> <u>項各号</u>の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開設計画の開設指針への適合性の度合い及び実施の確実性の度合いからみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。

「(1)~(3) 略]

(開設計画の変更の認定)

第17条の3 法<u>第27条の15第1項</u>の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条(第3号を除く。)の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかった事情の発生等開設計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、変更を認定する。

(周波数の指定の変更)

第17条の4 法<u>第27条の15第3項</u>の周波数の指定の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数が、開設指針に定める特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査するとともに、第17条の2第3号の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

(認定の有効期間の延長)

第17条の5 法<u>第27条の15第4項</u>の認定の有効期間の延長の申請書を受理したときは、当初予期 することができなかった事情の発生等認定の有効期間を延長するに相当な理由があるものであ るかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、認定の有効期間を延長する。

(認定開設者の地位の承継の許可)

第17条の6 法<u>第27条の17</u>において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の2の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

第6章の2 登録局の登録等の審査

(無線局の登録)

第18条の2 法<u>第27条の21第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局を登録する。

[(1)~(9) 略]

「(1)・(2) 同左]

(3) 周波数の割当可能性は、次のアからウまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあっては、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。

[ア~ウ 同左]

[(4)~(8) 同左]

第5章の2 「同左〕

(特定基地局の開設計画の認定)

第17条の2 免許規則第25条の4の申請書及び開設計画書を受理したときは、法<u>第27条の13第4</u> <u>項各号</u>の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、認定する。ただし、同項各号に適合する開設計画に指定することのできる周波数が不足する場合には、当該開設計画の開設指針への適合性の度合い及び実施の確実性の度合いからみて最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものが優先するものとする。

「(1)~(3) 同左]

(開設計画の変更の認定)

第17条の3 法<u>第27条の14第1項</u>の開設計画の変更の認定の申請書を受理したときは、前条(第3号を除く。)の規定を準用して審査するとともに、当初予期することができなかった事情の発生等開設計画を変更するに相当な理由があるものであるかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、変更を認定する。

(周波数の指定の変更)

第17条の4 法第27条の14第3項の周波数の指定の変更の申請書を受理したときは、希望する周波数が、開設指針に定める特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項に適合するものであるかどうかを審査するとともに、第17条の2第3号の規定を準用して審査し、電波の能率的な利用の確保、その他その変更の必要性が認められるときは、指定を変更する。

(認定の有効期間の延長)

第17条の5 法<u>第27条の14第4項</u>の認定の有効期間の延長の申請書を受理したときは、当初予期 することができなかった事情の発生等認定の有効期間を延長するに相当な理由があるものであ るかどうかを審査し、その申請が適正であると認めるときは、認定の有効期間を延長する。

(認定開設者の地位の承継の許可)

第17条の6 法<u>第27条の16</u>において準用する法第20条第2項及び第3項の許可の申請書を受理したときは、第17条の2の規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

第6章 「同左」

(無線局の登録)

第18条の2 法<u>第27条の18第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局を登録する。

「(1)~(9) 同左〕

(無線局の包括登録)

第18条の3 法<u>第27条の32第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係るこれらの無線局を包括して登録する。

[(1)・(2) 略]

(無線局の変更登録)

第18条の6 法<u>第27条の26第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第3号、第4号、第6号及び第7号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を変更する。

(包括登録の変更登録)

第18条の7 法<u>第27条の33第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第4号、第6号及び第7号並びに第18条の3第1号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を包括して変更する。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

「第1~第24 略]

第25 地球局及び携帯基地地球局

「1 略]

- 2 3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)に限る。)及び法<u>第27条の14第1項</u>の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法<u>第27条の15第1項</u>の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。
- 3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)に限る。)及び法第27条の14第1項の規定に基づく認定(27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法第27条の15第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該電気通信業務の無線局及び当該特定基地局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

[第26 略]

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

「第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

「(1)~(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア~ク 略]

(無線局の包括登録)

第18条の3 法<u>第27条の29第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が次の各号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係るこれらの無線局を包括して登録する。

「(1)・(2) 同左]

(無線局の変更登録)

第18条の6 法<u>第27条の23第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第3号、第4号、第6号及び第7号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を変更する。

(包括登録の変更登録)

第18条の7 法<u>第27条の30第2項</u>に規定する申請書を受理したときは、その申請が第18条の2第4号、第6号及び第7号並びに第18条の3第1号の基準に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、その申請に係る無線局の事項を包括して変更する。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

「第1~第24 同左]

第25 地球局及び携帯基地地球局

[1 同左]

- 2 3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)に限る。)及び法<u>第27条の13第1項</u>の規定に基づく認定(3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法<u>第27条の14第1項</u>の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。
- 3 27.0GHzから31.0GHzまでの周波数の電波を送信する地球局及び携帯基地地球局である場合は、27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用する電気通信業務の無線局(携帯無線通信を行う既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)に限る。)及び法第27条の13第1項の規定に基づく認定(27.0GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法第27条の14第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局(既設のもの(予備免許を受けているものを含む。)を除く。)の免許人との間で周波数の共用について合意していること。ただし、当該地球局及び携帯基地地球局が当該電気通信業務の無線局及び当該特定基地局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

「第26 同左]

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

「第1 同左〕

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

「(1)~(15) 同左]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア~ク 同左]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定 基地局にあっては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該 終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局 の免許人等(特定小電力無線局にあっては所有者又は占有者)との間で当該終了促 進措置の実施(当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の 変更の実施を含む。)及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただ し、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであ るときは、この限りでない。

「A~H 略]

「(イ)・(ウ) 略]

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法<u>第27条の14第1項</u>の規定に基づく認定 (3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画 (法<u>第27条の15第1項</u>の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあっては、当該開設計画の認定の日 (法<u>第27条の15第1項</u>の規定による変更 (平成30年総務省告示第34号 (第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)第1章第1項第14号に規定する5G基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。)の認定があったときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局 (予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

「(オ)~(サ) 略]

[(17)~(21) 略]

「2~4 略〕

「第3~第5 略]

附則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

(ア) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定 基地局にあっては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局に関し、当該 終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局 の免許人等(特定小電力無線局にあっては所有者又は占有者)との間で当該終了促 進措置の実施(当該終了促進措置の実施によらない当該無線局の廃止又は周波数の 変更の実施を含む。)及び当該特定基地局の開設について合意していること。ただ し、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであ るときは、この限りでない。

「A~H 同左〕

「(イ)・(ウ) 同左]

(エ) (ウ)の規定にかかわらず、法<u>第27条の13第1項</u>の規定に基づく認定 (3,400MHzから4,100MHzまでの周波数を指定しているものに限る。)を受けた開設計画(法<u>第27条の14第1項</u>の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。)に基づき当該認定の有効期間中に開設される特定基地局にあっては、当該開設計画の認定の日(法<u>第27条の14第1項</u>の規定による変更(平成30年総務省告示第34号(第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)第1章第1項第14号に規定する5G基地局の開設に関する開設計画の変更を除く。)の認定があったときは、その変更の認定の日)以前に開設され、3,400MHzから4,200MHzまでの周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(予備免許を受けているものを含む。)に関し、当該無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していること又は当該特定基地局が当該無線局の免許人との間で干渉検討方法について合意がある場合に限る。)によって示されていること。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

「(オ)~(サ) 同左]

[(17)~(21) 同左]

「2~4 同左]

「第3~第5 同左]